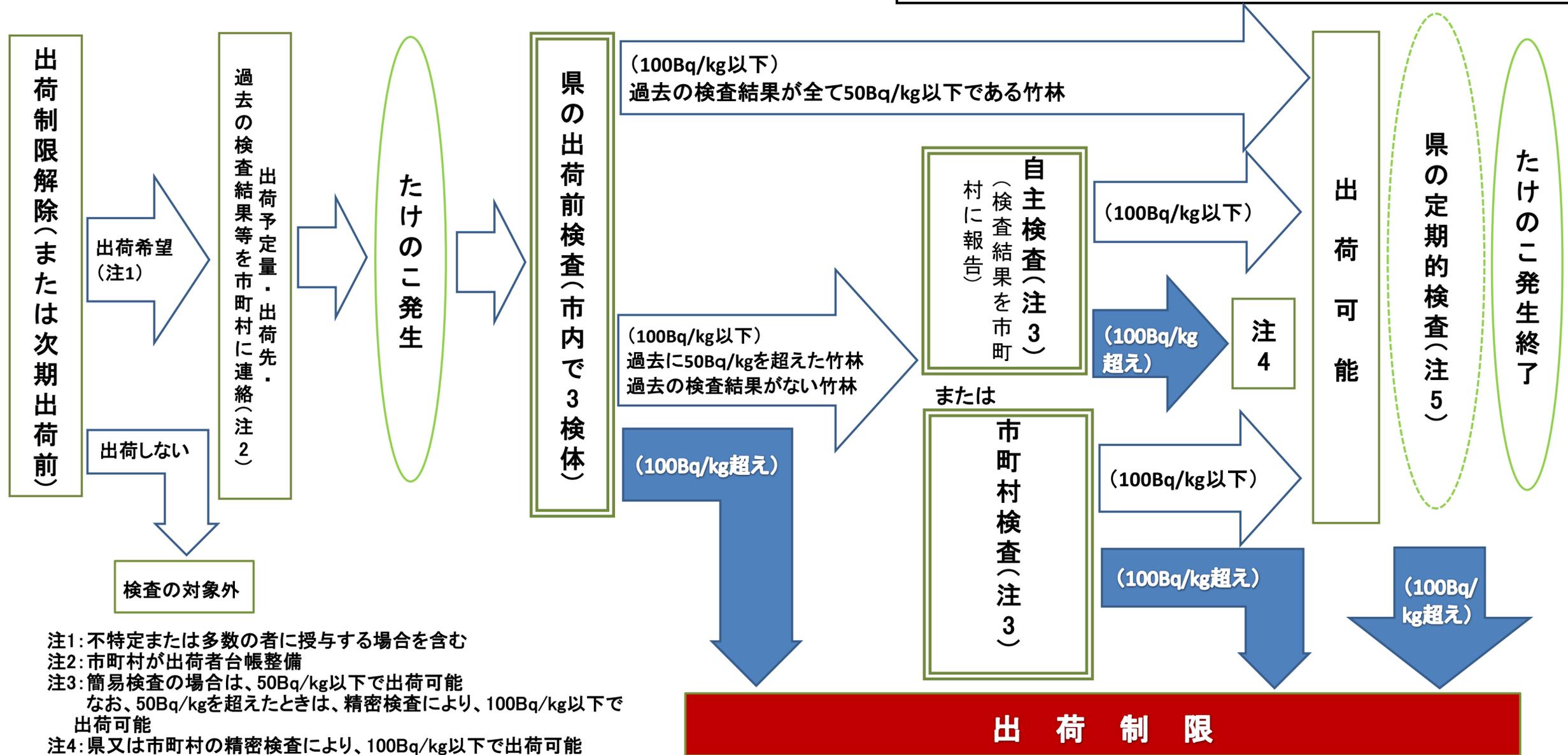


たけのこ出荷制限・自粛解除後の検査の流れ(出荷期ごと)

たけのこ出荷制限・自粛解除後の検査体制

- ①市町村ごとに3検体以上の出荷前検査を行い、基準値以下であることを確認する。この確認後に、過去の検査結果が50Bq/kgを超えない地点から出荷する。
- ②ア過去の検査で50Bq/kgを超える地点、イ過去に検査を行っていない地点、から出荷しようとする場合は、県、市町村、生産者が連携して検査を行い、基準値以下であることを確認後、出荷する。
- ③市町村ごとに、出荷期間内の1週間に1回を基準とした定期的検査を行う。



- 注1: 不特定または多数の者に授与する場合を含む
 注2: 市町村が出荷者台帳整備
 注3: 簡易検査の場合は、50Bq/kg以下で出荷可能
 なお、50Bq/kgを超えたときは、精密検査により、100Bq/kg以下で出荷可能
 注4: 県又は市町村の精密検査により、100Bq/kg以下で出荷可能
 注5: 出荷前検査終了後、県が定期的検査実施
 (出荷期間内に市町村内で1週間に1検体以上)

出荷制限